

令和3年3月2日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和3年3月2日
開会 14時20分 閉会 14時54分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 副委員長 田口廣之
委 員 藤谷謹至 小島智恵 小川純文 中橋友子
議 長 寺林俊幸
- 4 欠 席 者 委員長 東口隆弘
- 5 傍 聴 者 石川康弘 内山美穂子 若山和幸 岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ
野原恵子 谷口和弥 千葉幹雄 澤村記者（勝毎）
- 6 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
選挙管理委員会委員長 難波勝美 企画総務部長 山岸伸雄
総務課長 佐藤勝博 副主幹 福田琢也
- 7 事 務 局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第21号 幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
 - 2 その他
教育委員会生涯学習課より札内東町民プールについて、説明をさせていただきたいとのことであった。次回委員会、3月5日（金）の議案審議後に所管事務調査を行う。

総務文教常任委員会副委員長 田口廣之

◇審査内容

(開会 14:20)

○副委員長（田口廣之） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

ここで事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（萬谷司） 東口委員長から本日、欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○副委員長（田口廣之） これで諸般の報告を終わります。

これより、1、付託された議案の審査を行います。

議案第21号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

町側からの説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 議案第21号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページ、議案説明資料は2ページになりますが、さきほどの本会議において副町長からの提案説明が詳細にございましたことから、議案書における条文ごとの説明は私の方からは省略させていただきまして、主に議案説明資料に基づき、条例の概要について、ご説明させていただきます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

はじめに、「1 制定趣旨」についてであります。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されたことに伴い、国、都道府県及び市と同様に、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の一部について、条例により選挙公営の対象とすることができるとされたところであります。

このことから、本町におきましても、改正法の規定に基づき、立候補者に係る環境の改善を図るため、当該費用を公費負担とすべく、本条例を制定しようとするものであります。

なお、今回の改正法の施行による選挙公営の拡大に伴い、町村議会議員選挙についても、ビラの頒布が可能となるとともに、供託金制度が導入され、立候補時に15万円の供託が必要とされることとなります。

次に、「2 公費負担の概要」についてであります。

一つ目は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額であり、契約の種別に応じて区分しております。

①の一般運送契約につきましては、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営営するハイヤー事業者等と、自動車の借入代金、燃料代金及び運転手の雇用代金を一括して有償契約を締結する場合であり、公費負担額は、公職選挙法施行令の規定に準じて、1日あたり64,500円を上限に、選挙運動期間中に当該自動車を使用した日数を乗じた額の範囲内と規定されております。

なお、公費負担の対象となる選挙運動用自動車は1日につき1台のみであり、自動車の借入代金、燃料代金及び運転手の雇用代金に限られ、看板の取付代金や拡声器の借入代金などは対象外となります。②の個別契約についてであります。一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約である場合で、公費負担額は、公職選挙法施行令の規定に準じて、それぞれの契約に応じて定めております。選挙運動用自動車の借入契約の場合は、

1日につき1台に限るものとし、1日あたり15,800円を上限に選挙運動期間中、当該自動車を使用した日数を乗じた額の範囲内としております。

選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約の場合は、供給した燃料代として7,560円に、選挙運動期間中の日数を乗じた額の範囲内としております。

選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約の場合は、1日につき1人に限るものとし、1日あたり12,500円を上限に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転業務に従事した日数を乗じた額の範囲内としております。

表の一番右側の備考欄をご覧くださいと思いますが、同一日において、①の一般運送契約と②の個別契約の双方の契約を締結している場合には、候補者の指定により、いずれか一方の契約を選択していただく必要があります。

次に、表の下段の米印の一つ目をご覧ください。

選挙運動期間中は、町村の場合、少なくとも5日間であり、5日間で算出した場合の公費負担の限度額は、一般運送契約が32万2,500円、個別契約のうち、自動車の借入契約が7万9,000円、燃料供給契約が3万7,800円、運転手の雇用契約が6万2,500円となるものであります。

また、下の米印であります。公費負担の支払手続につきましては、候補者が事業者等と契約締結後に、町選挙管理委員会に届出していただき、確認を受けた後、事業者等から町への請求に基づき、町が事業者に対して直接支払いを行うものであります。

ただし、供託物が町に帰属することになった場合には、町からの支払いは行われないのであり、具体的には、町議会議員選挙の場合、開票の結果、候補者の得票数が、有効投票総数を議員定数で除し、さらに、10で除した数に達しないときは、供託物が町に帰属することとなり、公費負担の対象としないということになります。

次に議案説明資料の3ページをご覧ください。

二つ目は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額についてであります。

選挙運動用ビラの公費負担額につきましては、公職選挙法施行令の規定に準じ、1枚あたりの作成単価の上限を7円51銭とし、また、公職選挙法で定められている作成枚数の上限であります町議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚であり、その範囲内で作成した枚数を乗じて得た額を金額として定めております。

また、公費負担額の支払手続につきましては、供託物が町に帰属することにならない場合に限るとし、候補者が業者と契約締結後に、町選挙管理委員会に届出していただき、確認を受けた後、業者から町への請求に基づき、町が業者に直接支払いを行うものであります。

三つ目は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額についてであります。

選挙運動用ポスターの公費負担額につきましては、1枚あたりの作成単価の上限額と作成枚数の上限を定めており、この上限単価と実際の作成単価、上限枚数と実際の作成枚数をそれぞれ比較して、低い方を乗じて算出した額となります。

1枚あたりの作成単価の上限額は、公職選挙法施行令の規定に準じて、525円6銭に本町のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万500円を加えた金額を、当該ポスター掲示場の数で除して得た金額となり、前回選挙時の掲示場数である84か所で算出いたしますと、4,222円となります。

また、作成枚数の上限につきましては、本町のポスター掲示場の数に、汚損、破損時の張替を考慮しまして、1.2を乗じて得た数としており、前回選挙時の掲示場数である84か所で算出いたしますと、100枚となるものであります。

なお、公費負担額の支払手続につきましては、供託物が町に帰属することにならない場

合に限るものとし、候補者が業者と契約締結後に、町選挙管理委員会に届出していただき、確認を受けた後、業者から町への請求に基づき、町が業者に直接支払いを行うものであります。

次に、「3 供託物の没収について」であります。

供託物が町に帰属することになった場合には、公費負担の対象としないことについて、ご説明いたしました。参考までに供託物の没収となる候補者の得票数について、前回の選挙時を例に申し上げますと、町議会議員選挙では71票以下であり、また、町長選挙では、1,339票以下となるものであります。

以上が幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の内容であります。議案に戻っていただきまして、4 ページの附則であります。この条例は交付の日から施行し、以降、その期日を告示される選挙から適用するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、一番最初なのですが、説明資料の制定趣旨のところの1 には立候補時に供託金制度（15万円）が導入されているということですが、このことについては、条例の中には盛り込まれておりませんけれども、国がそういうふうに定めたということで、それに従うということなののでしょうか。一つ目です。

それから、二つ目なのですが、個別にかかる費用ですね。一つはあくまでも2点目の公費負担の概要、選挙自動車等なのですが、あくまでも有償の物を契約した場合に限るということですから、それ以外の使用についてはもちろん除外されるということと理解していいですね。

それから、二つ目なのですが、ビラについては、1,600枚を上限とするということでありました。これは、あくまでも公費負担の上限でありまして、これまで、ポスターにつきましては、公設掲示板の指定箇所ということで枚数の制限がありましたけれども、ビラについては、枚数制限がなかったと思うのですよね。それは従来どおりの解釈でよろしいのでしょうか。つまり、公費以外、自費になるのですけれども、ビラについては作成をすることができるのでしょうかね。

まず、その点を伺いたいと思います。

○副委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず1点目、供託金の関係でございます。あくまで、供託金につきましては、今回、公職選挙法、いわゆる法律の方で規定をされておりますので、条例の方ではそういったところには触れておりません。あくまで、法律の施行に伴うものであります。公職選挙法の規定に基づくものでございます。

それから、2点目の自動車の契約ですね。あくまで、自動車の場合についても資料、概要に記載のとおり、一般運送契約、いわゆるハイヤー契約と呼ばれるものとそれから、個別契約の中で、いわゆるレンタカー契約という、本当に車、車両だけの契約でございます。あくまで契約に基づいて、対象経費等を確認した中で公費負担の対象としているものでございます。

それから3点目のビラの関係でございます。ビラの頒布につきましては、あくまで選挙

用のビラ、新聞の折り込み、その他、政令で定める方法によらなければ作成ができないと。実際に政令で定められておりますのが、新聞折り込みによる頒布、あるいは選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布。これが政令で定められている方法でございます。

あと、枚数についてでございます。1,600枚。こちらが上限の枚数となっております。以上です。

○副委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 公費負担を求めずに自費で作成して、出しているという経過があるのですけれども、それは公職選挙法に反しない限り、認められるものではないかと思うのですけれども、違うのですか。

○副委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） あくまで公職選挙法に規定されております1,600枚。これ以外、ございません。

○副委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 国政選挙の場合は、ビラにつきましては、証紙を貼るという。つまり、証紙の枚数というのが決められていまして、それを貼ったもの、それが、新聞の折り込みが可能であったり、個人演説会で配布されたりが可能だというのが、これまでと同様なのですが、そのビラが、おそらくそれと同類のものが1,600枚とおっしゃってられると思うのですが、日常的に広報活動をやっております、住民の皆さんにお知らせをしたいというような通常、こういったもちろん公職選挙法に抵触してはなりませんけれども、そういった中身でのチラシの配布、ビラの配布というのは、これまで可能だったのですけれどもできなくなるということでしょうか。

○副委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） あくまで、ビラにつきましては、今回、公費負担の対象となりますのは、選挙運動中に関わるビラの作成でございます。

○副委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今回、この公費負担に関わる条例でございますが、課長からお話ありましたように、今回はこのやつはですね、選挙運動用のビラとして、告示がされた後、頒布されるものについては、このような形で整備されているということです。

ですから、政治家として日常的にどうこうする、いわゆるビラと言います、私は。そういうものについては、今回のこういう部分については、対象外というのでしょうか。選挙公営に関しては対象外になるということですので、その辺の使い道というのでしょうか。考え方はちょっと混同しないような形で整理しなければならない部分というふうに思います。

○副委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。告示になってからの5日間の、期間の間の活動の制限ととらえるべきなのですね。わかりました。

そうしますと、今回の規定によりまして、町議会町長、町議会議員選挙におきましては、これまでののがき800枚でしたか。その公費と加えまして、そして車両の一括、ハイヤー契約の分、それから告示期間中のビラ、公設掲示板のポスター、これが公費で負担されるというふうに変ったという押さえでよろしいのですね。

あくまでも、これは法定得票を取った場合ということでありまして、そこに達しなかった場合には、自費で払うということになりますね。ということを確認をして質問を終わりたいと思います。

○副委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 国の公選法に基づいてなので、質問してもなかなか難しいとは思いますが、一番は町議選挙の場合、これまで供託金15万円がなかったので、15万円が新たに導入されると、目的としては立候補に関わっての環境改善と趣旨、目的となっているのですが、こういった供託金を導入することによって、環境の改善にはつながらないというか、逆に遠のくのかなと率直に思ったものですから、この点については、いかがなのですかね。

また、開票後の得票状況によっては、公費負担を予定していたものも没収されると。そういう、リスクと言いますか、なかなか環境の改善にはならないのかなと思うのですが、その辺、率直に感じたことなので質問いたします。

○副委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） あくまで、今回の条例提案の趣旨にもありますけれども、今回の提案させていただく中では、これまで町村合併、いわゆる選挙運動区域が狭い、あるいは選挙運動期間が短いなどという理由で選挙公営の対象には、町長選、町議選につきましては対象にはなっていなかったという背景があります。ただ、町村合併などによって選挙運動区域が拡大されたり、あるいは全国的に議員のなり手不足の解消、あるいは多様な人材の議会参加を促進する必要性の高まりというような現状を踏まえて、全国町村議会議長会あるいは全国町村会から要望を受けましてですね、国の方で公職選挙法の改正がなされたという、こういった事情背景あるいは趣旨に基づきまして、本町におきましても、いわゆる立候補者、立候補に係る環境の改善を図る、そういった趣旨で本条例の提案をさせていただいたところであります。

○副委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今回のこの供託金の問題。確かにいろんな議論があるということとは存じております。これについては、選挙の環境改善として、今回、選挙公営というのが謳われております。選挙公営に移行するということは、出たい方がお金の問題、例えば、ポスターの印刷代だとか、ビラの配布だとか、選挙運動用の自動車の借り上げだとか、そういうところでお金がかかるということにおいて、そこを何とか軽減して、立候補しやすい環境にしようといったことで、今回このような背景の中で、議長会や町村会とか、そういうところの要望を受けて、今回そういう費用を公費負担にしましょうということで選挙に出やすい環境を作ると。

ただ、一方では供託金というのは何でできたかということ、確かに議員のなり手不足があってしやすい環境には、公費負担でするのでありますが、それをうまく活用してですね、例えば、売名的な行為に選挙を利用するだとか、例えば、選挙公営をするにあたって費用を公費で負担しますから、そこの業者とですね、上手く利益誘導してですね、そういう面のそういうものを排除しようといったところが供託金の一つの大きな目的になっております。どの選挙でもそうなのですが、売名行為だとか利益誘導だとかそういったところにおいて、それを避けるためにある一定の供託金というのを積んでいただいて、真にまちづくりだとか、そういうものに参加していただくような方を公費によって応援しようという考え方において、この制度でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副委員長（田口廣之） ほかにありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 環境の改善とおっしゃられていますけれども、25歳を過ぎたら立候補する権限というのがその住民はありますよね。でも、15万円の供託金という用意でき

なかったら立候補はできないのですよね。だから、それが広く国民に権限があるものに立候補をする権利を大きく見れば、奪うことにもなり兼ねない。15万円無かったら出られないわけですからね。いろんなことがありますから、それだけを取り出せばね、決して環境の改善とは言えないのではないかというのはその通りだと思います。議長会から出たとかという背景は別にしても、供託金制度って、日本って特別高いのですよね。イギリスなどは、国会議員でも数万円だということも聞いております。そういうふうに、誰でもきちっと立候補できる環境を作ると、逆にこういう機会に持つて行くということが大事だと思いますのでね、これは町としてどうこうできませんから、意見として申し上げますけれども、本来はこういうことは行うべきではないと私も思います。そのことだけ申し上げておきます。

○副委員長（田口廣之） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○副委員長（田口廣之） なければ、議案第21号に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○副委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会の審査は、この程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副委員長（田口廣之） 異議がないようですので、そのようにいたします。

ここで、次回の委員会の開催日について、お諮りいたします。

皆さんから、ご意見はございますか。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○副委員長（田口廣之） 休憩を解いて会議を再開します。

それでは、次回の委員会は3月5日、金曜日、産業建設常任委員会終了後に開催いたします。よろしく願いいたします。

以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）